



報道機関 各位

【埼玉県・さいたま市同時発表】
 記者発表資料
 平成24年2月22日(水)
 問い合わせ先：都市経営戦略室
 担当：藤澤・大西
 電話：829 1064
 内線：2134

第2回埼玉県・さいたま市企画調整協議会を開催いたしました。

埼玉県・さいたま市企画調整協議会の第2回会議を下記のとおり開催しましたので、その結果の概要をお知らせします。

記

1 日時 平成24年2月22日(水)午前10時～午前11時50分

2 場所 埼玉県庁 2階 庁議室

3 出席者

埼玉県		さいたま市	
下仲宏卓	企画財政部長	薮島豊志	政策局長
中野 晃	企画財政部副部長	井上靖朗	政策局総合政策監
川上和宏	企画財政部地域政策局長	横田宗親	財政局財政部長

4 会議の結果

次の事項について関係各課が取組の現状等を説明した後、連携の方向性について協議を行いました。

分野	協議事項	関係各課		
		埼玉県	さいたま市	
防災	大規模災害対策における連携	帰宅困難者対策	消防防災課	防災課
		緊急輸送道路の沿道建物の耐震化	建築安全課	建築総務課
	ゲリラ豪雨対策における連携	河川整備と下水道整備	河川砂防課、都市計画課	河川課、下水道計画課
文化振興	文化振興施策における連携	文化芸術に関するイベント等の開催と芸術劇場・美術館・博物館等の県文化施設との連携	文化振興課、生涯学習文化財課	文化振興課
		芸術劇場周辺のまちづくり	文化振興課	文化振興課 まちづくり総務課

なお、第3回協議会における協議事項は、「スポーツ振興」分野の「スポーツ振興施策における連携」と、「公共施設」分野の「さいたま市内における県市公共施設の連携」に決定しました。

今回協議の主な内容

1 帰宅困難者対策

(現状)

現在、九都県市の枠組みの中で県市は連携した取組を行っている。

(共同の周知活動、合同防災訓練、災害時帰宅支援ステーションの拡充)

県市が徒歩帰宅訓練、一時滞在施設の拡充、啓発活動などにそれぞれ取り組んでいる。

発災時は、双方が情報提供(報道機関による情報発信・緊急エリアメール)を行うほか、一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションの開設要請などを行う。

(連携の方向性)

以下の方針の実現に向けて県市担当課が具体的方策について今後協議を進める。

帰宅困難者対策協議会(仮称)の設置

県は県内5駅で協議会を設立する計画であるが、大宮駅をモデルケースとした協議会を他に先駆けて設置する。

一時滞在施設の拡充

平成24年4月から県市共同で取り組む。

「むやみに移動を開始しない」の普及啓発

県市が連携してより効果的な周知方法を検討する。

2 緊急輸送道路沿道建物の耐震化

(現状)

全県の対象建物の半数以上がさいたま市内に集中している。

県は、緊急輸送道路沿道建築物所有者への働きかけや補助制度の活用などにより耐震化促進に取り組んでいる。

県及びさいたま市など所管行政庁11市が取組主体。平成23年10月に県と11市で「緊急輸送道路閉塞建築物耐震化促進協議会」を設立し、促進策の検討や情報交換を実施している。

(連携の方向性)

以下の方針の実現に向けて県市担当課が具体的方策について今後協議を進める。

「緊急輸送道路閉塞建築物耐震化促進協議会」での協議などを通じ、取組促進路線の優先度の検討や取組スケジュールの調整などを行う。

さいたま市が行う建物所有者への働きかけに当たっては、県職員も同行するなど協力する。

3 河川整備と下水道（雨水貯留管）整備等

（現状）

さいたま市を流れる主な県管理河川（芝川、鴨川、鴻沼川）の整備率は75.4%で県全体（59.1%）よりも高い。

県市ともに整備を進めているが、整備完了まで長期間を要するため、河川整備が完了した区間でも下水道（雨水）が未整備だったり、河川の未整備により下水道（雨水）の整備が完了していても放流量を制限せざるを得ないなど、十分に施設整備の効果が発揮できていない場合がある。

（連携の方向性）

以下の方針の実現に向けて県市担当課が具体的方策について今後協議を進める。

河川・下水道事業調整協議会（仮称）の設立

整備効果を十分に発揮させて浸水被害の早期解消を図るため、河川整備と下水道（雨水）整備の事業実施計画の調整や事業進度の調整等を行う協議会を設ける。

4 文化芸術に関するイベント等の開催と県文化施設との連携

（現状）

現在、県市は博物館、文化ホールをはじめ相互の文化施設での共同事業などで連携している。

平成23年度は「ミュージアムヴィレッジ大宮公園」整備推進事業で県市等の9施設が連携。

（連携の方向性）

以下の方針の実現に向けて県市担当課が具体的方策について今後協議を進める。

県市が幅広く協議する体制の立ち上げ

「事業計画段階での連携」、「美術館・博物館等の文化施設間の連携、充実」、「県市事業の情報交換や広報の相互協力」などについて、幅広く協議し効果的な文化振興事業を創出する。

5 芸術劇場周辺のまちづくり

（現状）

さいたま市は、芸術劇場周辺のまちづくりを進めるため「アートストリート整備基本方針」を策定（平成24年2月）

「基本方針」に位置づけられている手形レリーフ設置事業では、既に県市の連携が始まっている。

（連携の方向性）

以下の方針の実現に向けて県市担当課が具体的方策について今後協議を進める。

市の「アートストリート整備事業」推進に対する県の協力

市が整備事業として実施する手形レリーフ設置事業やバナーポール設置事業における県の協力
芸術劇場や与野町駅周辺における事業の連携

芸術劇場のイベントや埼玉ストリートミュージシャンなど県事業の活用